

【件名】新型コロナウイルス関連情報（ナミビア政府による措置）

【ポイント】

1月13日、ナミビア政府は、国内における新型コロナウイルス感染状況が引き続き悪化傾向にあるとして、2月3日まで以下2の措置を講じること等を発表しました。このうち重要な点は以下のとおりです（発表された原文は以下のリンクをご覧ください）。

（保健・社会サービス大臣）<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100136895.pdf>

【ナミビア政府発表要旨】

1 現在の第二波は、昨年の第一波の規模をはるかに越え、公立・私立を問わずナミビアの医療施設、特にICUは既に満床か、または満床に近い状態である。昨年10月26日から11月22日までの陽性率は平均4.7%であったが、昨年12月28日から本年1月3日までの陽性率は平均24%と5倍に上昇した。まだ検知されていないとは言え、ナミビアでも変異ウイルスが広がりを見せている可能性は非常に高く、対策措置を更に強化する必要がある。

2 1月13日23:59から2月3日24時まで、以下の措置を講じる。

（1）集会の人数制限はこれまでどおり50人とするが、対人距離は2m以上とする。また、2時間を越える集会や20時を過ぎる集会は禁じる。

（2）これまでどおり21時から翌日4時まで外出禁止とする。

（3）バー、ナイトクラブ、カジノ、レストラン等で酒類を提供可能な時間帯は、これまでどおり月曜から土曜までの9時から20時までとする。

（4）公共の場（公共交通機関等を含む）におけるマスク着用は引き続き必須である。

（5）外国籍のナミビア入国者は、入国前7日以内（注：検体採取から起算）に取得したPCR検査陰性証明書を入国時に提示しなければならない。入国後の検疫隔離は不要。

（6）違反者に対する罰則は、10万ナミビアドル以下の罰金又は10年以下の禁固刑である。

（7）なお、特にリスクの高い人々（60歳以上の高齢者、既往症を抱える人、妊娠中の女性、10歳未満の児童等）には、不要不急の外出を控えるよう呼びかけたい。

【ご参考】

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証についてのご案内（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(連絡先)

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia 開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delate>